

**長崎県高等学校及び特別支援学校高等部における
部活動の在り方等に関する方針**

令和5年3月20日

 **長崎県教育委員会**

目 次

■はじめに	… 1
1 本方針策定の趣旨等	… 2
2 適切な運営のための体制整備	… 3
(1) 部活動に関する方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	… 6
(1) 適切な指導の実施	
4 適切な休養日等の設定	… 9
(1) 休養日	
(2) 活動時間	
(3) 支援・指導、実施の徹底等	
5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	… 11
6 部活動の地域連携	… 12
7 大会等の在り方の見直し	… 13
(1) 生徒の大会等の参加機会の確保	
(2) 生徒の安全確保	
(3) 大会等の在り方	
■終わりに	… 15

■はじめに

- 部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。
- また、部活動は、生徒の体力や技能の向上に資するだけでなく、責任感や連帯感の涵養に資するなど、生徒にとって多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- しかしながら、本県の近年の部活動は、少子化による部員不足や競技の専門性を有した教員の不足など様々な課題を抱えており、これらの課題は学校現場だけで解決することが難しくなっている。
- 今後、本県においても生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校や地域との連携・協働も視野に入れ、部活動の在り方に関して速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な学校部活動を整備する必要がある。
- 令和4年12月27日にスポーツ庁及び文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国の総合的なガイドライン」という。）を示したことから、これを踏まえた高等学校及び特別支援学校における部活動の適切な運営や指導に取り組むべく、平成30年10月11日に策定した「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」及び令和元年8月23日に策定した「長崎県文化部活動の在り方に関するガイドライン」を統合した上で本県の方針を策定するものである。

1 本方針策定の趣旨等

(1) 本方針は、少子化の中でも将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な部活動の在り方等について示すものである。

(2) 本方針は、公立高等学校及び特別支援学校高等部の部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、本県の地域、学校、競技種目・分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

ア 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

イ 生徒の発達段階に応じた適切な指導が重要であり、「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」を十分に踏まえ、本人の意欲の向上のためにも、競技種目や分野の特性に応じた適切な休養日及び活動時間を設定する。

ウ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「令和型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツ・文化芸術活動を楽しむことで活力ある生活習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな人生を実現するための資質・能力を涵養するとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。

エ 学校全体として、前記ア～ウによる部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

① 県立学校は、本方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

②長崎市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）は、「国の総合的なガイドライン」に則るとともに、本方針を参考として、持続可能な学校部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

③県教育委員会は、市教育委員会及び県立学校に対して、本方針に基づく部活動改革の取組状況について、指導・助言を行う。

（３）県教育委員会は、スポーツ庁及び文化庁における今後の部活動改革の動向を踏まえ、本方針の見直しを行う。

2 適切な運営のための体制整備

（１）部活動に関する方針の策定等

ア 市教育委員会は、「国の総合的なガイドライン」に則り、本方針を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。

イ 校長は、市立学校にあっては「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、県立学校にあっては本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。また、部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、前記イの活動方針、活動計画及び活動実績を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 県教育委員会及び市教育委員会は、前記イに関し、各学校において学校部活動の活動方針、活動計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、教師だけでなく、部活動指導員¹や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、学校内での合意形成に努め、適正な数の部活動を設置する。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

その際、部活動に関する研修を学校代表者が受講して校内で情報を共有するなど、部活動顧問が適切な部活動運営に関する知識や方法の習得ができるよう配慮する。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第 78 条の 2 に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用。平成 29 年 4 月 1 日施行）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

エ 県教育委員会及び市教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

オ 県教育委員会、市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針²」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

カ 県教育委員会及び市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の積極的な任用に努め、学校に配置する。また、教師ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。

キ 校長は、部活動指導員が確保できない場合には、外部指導者を配置するなど指導体制の充実を図る。その際、校長の責任の下に確実に委嘱を行い、「学校の部活動に係る活動方針等」に基づいて指導が行われるよう周知し連携を図る。また、事故や怪我等の発生時の対応や外部指導者の保険への加入など適切な指導体制を図る。なお、部活動における外部指導者の大会引率等については、今後、国の制度や大会参加規程の見直しを踏まえて、別途、県教育委員会及び市教育委員会が定めることとする。

ク 県教育委員会及び市教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時

² 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」と定義し、時間外在校等時間の上限を①1カ月45時間以内、②1年間360時間以内等としている。

の対応を適切に行うこと、体罰や暴言・ハラスメントは、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修³を行う。

ケ 県教育委員会は、部活動指導員や外部指導者を確保しやすくするため、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、学校等からの求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備するなどの支援を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰や暴言・ハラスメントを根絶する。

特に運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、県教育委員会が平成26年1月に作成した「運動部活動指導の手引き」及び中央競技団体が作成・公開する「指導の手引」等を活用し、適切な指導を行う。県教育委員会及び市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

³「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成29年3月14日付け28ス庁第704号）」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

イ 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、県教育委員会が作成した「運動部活動時における熱中症対策ガイドライン」（令和４年７月２５日付け４教体第２０１号）に則った熱中症対策に努める。特に気象庁の高温注意情報が発せられるなど生徒の熱中症事故防止等に特段の配慮が必要な場合は、環境省熱中症予防情報サイトの熱中症警戒アラートメール配信サービスの登録により、リアルタイムに熱中症警戒アラートの情報を入手できるようにし、躊躇せず活動内容の変更、活動時間の短縮や時間帯の変更、活動を中止とするなど、万全の対策を行う。

ウ 県教育委員会、市教育委員会及び校長は、高温や多湿時において、主催する学校体育大会及び文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等が予定されている場合については、大会等や地域の行事、催し等の延期や見直し等、柔軟な対応を行う。また、主催する広域的な大会等でやむを得ない事情により開催する場合には、関係団体と連携し、参加生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、マスクの着脱、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。なお、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

エ 運動部活動の指導者（部活動顧問、部活動指導員、外部指導者）は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、生徒の発達段階や競技特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

オ 文化部活動の指導者（部活動顧問、部活動指導員、外部指導者）は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必

要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

カ 部活動の指導者（部活動顧問、部活動指導員、外部指導者）は、生徒のスポーツ・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

キ 部活動の指導者（部活動顧問、部活動指導員、外部指導者）は、怪我や事故の発生を防ぐため、部活動前後の健康状態の確認を行うとともに、準備運動を入念に行うこと。

怪我や事故等の発生時には、学校で定める「安全管理マニュアル」等に基づき、迅速かつ適切に対応すること。

ク 部活動の指導者（部活動顧問、部活動指導員、外部指導者）は、部活動における部費等の徴収金については、使用目的を明確にし、保護者等に収支決算報告を行うなど、適正な会計処理を徹底すること。

ケ 部活動の指導者（部活動顧問、部活動指導員、外部指導者）は、部活動において使用する用具等は、日常点検を行うなど、安全確保に努め、破損や老朽化等により安全に使用できない恐れがある用具は使用しないこと。また、用具の正しい使用方法を徹底すること。

大型器具・用具等の運搬時には、事前に作業手順を確認するなどの事故防止に努め、使用しないときには固定するなど、安全管理を徹底すること。

4 適切な休養日等の設定

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究⁴も踏まえ、また、文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう⁵、以下を基準とする。

(1) 休養日

ア 学期中は、週当たり1日以上休養日を設けること。その場合、原則として、月に2回以上は土曜日及び日曜日を休養日とし、家庭の日（毎月第3日曜日）を配慮すること。また、高等学校入学年次に運動部活動による事故等が急激に増えることを踏まえ、さらに文化部においても、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、多様な教育が行われている点に留意し、新入部員は中学校の休養日の設定基準を一定の期間適用するなど、生徒の発達段階や練習内容への適応の度合い等を考慮した計画を立てること。

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けること。

4 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえ、また、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」とことが示されている。

5 学校教育法施行規則に定められている中学校の各学年の年間標準授業時数を、学習指導要領に示された年間の授業週数に照らして1週間当たりに換算すると、1週間当たりの授業時数は29単位時間（24時間10分）である。一方、スポーツ庁「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化部活動の1週間の活動時間が「14時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の42.0%、「21時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の21.7%であり、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。こうしたことを踏まえて、本方針では、1週間当たり長くとも11時間程度となる文化部活動の活動時間の基準を定めた（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とし、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、休業日は3時間程度を基準とする。）。

(2) 活動時間

ア 1日の活動時間を、原則として長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とすること。ただし、「入学者選抜を経て進学していること」「心身の発達が進んでいること」「各学校で多様な教育が行われていること」など中学校と異なる点や、強化指定が行われている部活動があることなどから、学校や地域の状況、競技・分野特性、生徒の発達段階、競技レベル等に応じ、週当たりの活動時間が16時間⁶を超えないことを目安として、校長の承認のもと最適な活動時間を設定することもできる。

その際は、生徒が怪我、バーンアウトすることがないようにし、短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう計画を立てること。

イ 学校や地域、部活動の実情、大会参加等によって活動時間が長くなるような場合は、翌週に休養日を加えるなど、恒常化しないよう見通しを持って活動計画を立て、生徒が休養を十分にとることができるようにすること。

(3) 支援・指導、実施の徹底等

ア 市教育委員会は、2（1）アに掲げる「設置する学校に係る部活動の方針」の策定に当たっては、「国の総合的なガイドライン」に則り、本方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、後記イに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 校長は、2（1）イに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、市立学校については市教育委員会が策定した方針に則り、県立学校については本方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。

⁶ 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえたとで、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。
（平成29年12月18日 運動部活動指導の在り方に関する総合的なガイドライン 第5回作成検討会議 参考資料1 参照）

また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 休養日及び活動時間等の設定については、生徒の部活動に対する意欲の向上にも配慮し、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境の整備に努める。

【例】運動部活動

- ・複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動
- ・競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動
- ・体力づくりを目的とした活動
- ・生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等

【例】文化部活動

- ・体験教室などの活動
- ・レクリエーション的な活動
- ・障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動
- ・生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等

イ 県教育委員会及び市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教師もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の

機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

エ 県教育委員会、市教育委員会及び校長は、部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動、地域での活動も含めて様々な活動を同時に経験できるよう配慮することに努める。

6 部活動の地域連携

ア 県教育委員会、市教育委員会及び校長は、学校や地域の実情に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。

イ 県教育委員会、市教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、中学校、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設けることに努める。

ウ 地域のスポーツ・文化芸術関係団体は、県教育委員会及び市教育委員会が実施する部活動指導員の任用・配置や、部活動顧問等に対する研修等、スポーツ・文化芸術活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

エ 県教育委員会及び市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

7 大会等の在り方の見直し

生徒のバランスのとれた生活と成長の確保、スポーツ障害の予防などの観点から、適切な休養日を確保することも重要であり、将来を担う生徒にとって、望ましい大会の在り方を整備していく必要がある。

(1) 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 県教育委員会は、運動部活動については、公益財団法人全国高等学校体育連盟、公益財団法人日本高等学校野球連盟による大会参加等の在り方の見直しを受け、主催する学校体育大会について、6を踏まえ、関係団体と連携し、単一の学校からの複数チームの参加、複数校合同チームの大会等への参加、また、参加生徒のスポーツ障害・外傷の予防の観点から、大会の規模もしくは日程等の在り方、スポーツボランティア等の外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直しを検討する。

文化部活動については、公益財団法人全国高等学校文化連盟など、文化部活動に関わる全国組織による大会参加等の在り方の見直しを受け、主催する文化部活動や大会等について、6を踏まえ、単一の学校から複数グループの参加や

複数校合同グループの参加、本方針の遵守を条件とした参加資格等の在り方や、大会等の規模もしくは日程等の在り方、部活動指導員による単独引率や外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直し及び関連規定の整備を検討する。

(2) 生徒の安全確保

ア 大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば原則として空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には夏の時期を避ける。

イ 大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少ないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値を示す。

ウ 大会等の主催者は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する。

(3) 大会等の在り方

ア 県教育委員会は、関係団体と連携して、学校の部活動が参加する大会等の全体像を把握し、土曜日及び日曜日等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の部活動が参加する大会数については、平成31年1月23日付、30教体第405号により通知した「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドラインにおける学校単位で参加する大会等の見直しについて（通知）」に示すとおりである。

イ 校長は、上記の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査すること。

■終わりに

- 部活動は、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることができる大変有意義な活動である。
- スポーツ活動においては、生徒の「スポーツ障害の予防」や「生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現」を第一に目指し、スポーツ医・科学的な見地から休養日や活動時間の基準を設定した。この基準を踏まえた活動は、生徒の発育・発達の過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人の意欲の向上にも結びつき、本県の競技力向上にもつながるものとする。
- 文化芸術活動においては、子供たちが生涯にわたって文化芸術等の活動に親しむことを第一に目指し、望ましい生活習慣の確立の観点から休養日や活動時間の基準を設定した。この基準を踏まえた活動は、生徒のバランスのとれた生活や成長にも結びつき、本県の文化芸術等の活動の活性化にもつながるものとする。
- 少子化が進む中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術の環境となるよう、本方針の着実な実施を図ることが必要である。
- 県教育委員会においては、本方針について、着実な実施を図るとともに国の部活動改革の取組の進捗状況等を勘案し、適宜必要な見直しを行うこととする。